

令和3年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて お知らせ

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札・契約制度について、次のとおり見直しを行い、令和3年度から実施しますので、お知らせします。

I 災害復旧工事等に係る特例措置の恒久化（令和3年4月から）

平成30年7月豪雨災害以降、災害復旧工事等^{※1}に適用していた、入札・契約制度等に係る特例措置を恒久化し、**今後の災害復旧工事等においても引き続き適用**することとし、「岡山県発注の災害復旧工事等における入札・契約手続等の特例を定める要領」を策定しました。

※1 災害復旧工事等とは、岡山県が発注する災害復旧工事及び当該災害に起因する工事をいう。

〈今後の災害復旧工事等において恒久化する特例措置〉

- ・指名競争入札の拡大
- ・専任の主任技術者の兼務緩和
- ・現場代理人の兼務拡大
- ・工事着手までの準備期間の延長

II 監理技術者の兼務緩和（令和3年4月から）

監理技術者について、次の要件を全て満たす場合は**2件**まで兼務できる（特例監理技術者制度）こととします。なお、一部の工事においては兼務を認めないこととし、一般競争入札（条件付）の入札公告において、兼務の可否を明示します。

	兼務緩和要件
兼務可能件数	2件
兼務可能地域	兼務する工事の工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。
その他	監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者 ^{※1} を専任でおくこと。

※1 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者とは、次の者のことをいう。

- ・主任技術者となることができる資格を有し、かつ、1級の技術検定の第一次検定に合格した者（1級施工管理技士補）
- ・1級施工管理技士など、監理技術者となることができる資格を有する者

Ⅲ 総合評価拡大型の試行の見直し（令和3年6月から）

設計金額4千万円以上8千万円未満の一般的な土木一式工事で試行している総合評価拡大型の「チャレンジ型」において、**応急対応の実施の有無**を、令和3年（2021年）6月1日以降に入札公告するものから、評価項目として新たに追加します。

【追加項目】

評価項目	評価基準	配点
元号〇年4月1日から元号〇年3月31日までの間（過去1年度）に、岡山県が依頼した応急対応の実施の有無 ※岡山県が発行する応急対応実施証明書を受けた案件に限る。	実施件数が5件以上あり	2.0
	実施件数が1件以上あり	1.0
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

Ⅳ 総合評価落札方式における新型コロナウイルスに関する特例（令和3年4月から）

新型コロナウイルス感染症の影響により、CPDS対象講習や建築CPD対象講習が減少していることから、**令和3年度（2021年度）に入札公告する総合評価に限り、継続学習に関する評価の対象期間を、2年間に延長することとします。**

【令和3年度の総合評価における継続学習に関する評価の対象期間】

評価対象期間	評価基準	配点
平成31年4月1日から 令和3年3月31日まで	取得した単位が20ユニット(12単位)以上	1.0
	取得した単位が10ユニット(6単位)以上	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

Ⅴ 諸経費調整の廃止（令和3年4月から）

「同一工事区域内の工事で、かつ継続する工事」について、同一の者が落札した場合に実施していた諸経費の減額調整を廃止することとします。あわせて、諸経費の減額調整を行った場合に認めていた主任技術者・現場代理人の兼務の特例を廃止することとします。

※ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）により随意契約を行うもののうち、現に履行中の契約相手方以外の者に履行させることが不利である工事については、引き続き諸経費調整の対象とし、技術者や現場代理人の兼務を認めることとします。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面右上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483